

# 新しい法律のご案内

- 最高裁で勝訴しました（商品の偽装と代金の問題）…………… 1頁
- 子どもの面会交流を実現するには～面会交流に関する最高裁決定について～ …… 2頁
- 婚外子の相続差別は憲法違反…………… 3頁
- 事務局から…………… 4頁

## 最高裁で勝訴しました （商品の偽装と代金の問題）



弁護士  
松森 彬

### 1 食品偽装と代金の返還

ホテルのレストランなどの食品の偽装が社会問題になっています。多くの店では顧客に代金を返すことにしたと報道されています。店が代金を返すのは道義的に謝罪しているという意味だけではありません。意図的に騙した場合は詐欺になるからです。詐欺になると刑事上は犯罪であり、民事上は買主は契約の取消と代金の返還請求ができます。そこで、今回も多くのレストランが代金を返すことにしたと思われまます。これまでも、混ぜ物の牛肉や産地偽装の鶏肉などの悪質なケースで詐欺罪が認められています。内容・程度はいろいろのようですが、騙す行為が後を絶たないのは残念です。

私の事務所では、軽油を売っていた石油業者が税金のかからない灯油を混ぜて売っていた事件で、顧客側で裁判をしました。今年4月に最高裁判所で業者の代金請求は認められないとの勝訴判決を受けました。

### 2 最高裁で勝訴

当初、奈良の地方裁判所は、詐欺になるかどうかの判断をあいまいにして、灯油を混ぜた軽油も不都合はあるものの一応燃料

として使えることから代金を払えという判決を出しました。しかし、これではレストランで注文と違う混ぜ物や偽物を出されても、お腹がふくれた以上は代金を払えということになってしまいます。

石油業者が灯油を混ぜたのは、軽油には軽油引取税がかかるため、税金がかからない灯油を混ぜて不正に多額の利益を得ようとしたためです。不正軽油はいわゆる禁制品で、他に販売できず、交換価値はありません。

そこで、大阪の高等裁判所に控訴しまして、「軽油と言って不正軽油を売ることは詐欺であり、契約を取消して代金の支払を拒むことができるはずだ」と訴えました。高裁は地裁の判決を取り消して、逆転で私たちの主張を認めました。相手方は最高裁に上告しましたが、最高裁も高裁の判断を支持しました。

### 3 結論を左右するもの

依頼者の会社は、私の事務所に来られる前に別の弁護士に相談されたそうです。その弁護士は、税金が払われていないだけの問題だと言われ、代金請求を拒むのは難しいという意見だったそうです。

「行列のできる法律相談所」というテレビ番組がありますが、あの番組でも見られますように、法的な問題は見方によって結論が分かれることも少なくありません。

この不正軽油の事件では、不正を許さないという司法の姿勢を示すことができよかったと思います。

# 子どもとの面会交流を実現するには ～面会交流に関する最高裁決定について～



弁護士  
高江 俊名

## 1 面会交流は強制できる？

夫婦が離婚して別々に住むようになると、子どもは一方の親のもとで暮らすことになります。しかし、子どもにとっては、両親が別れたとしても、いずれも自分の親であることに変わりありません。子どもが、離れて暮らす親と会って交流することは、家庭裁判所の実務では「面会交流」と呼ばれており、通常、それは子どもが成長していく上で子どものためになるものと考えられています。とはいえ、子どもを引き取った親のほうが、別れた相手に子どもを会わせたがらないことも多く、どのように面会交流を実現するかは難しい問題です。養育費の支払など、金銭の支払に関することであれば、その義務が履行されない場合は、裁判所の強制執行の手続により、強制的に取り立てを行うこともありえます。しかし、面会交流については、子どもを引き取った親が面会交流を拒んだからといって、裁判所の執行官が子どもを無理矢理連れ出して面会させるわけにはいきません。

## 2 「間接強制」を認める最高裁決定

この面会交流の実現方法に関して、最高裁判所は、平成25年3月、「間接強制」と呼ばれる手続をとることができるとして、注目すべき判断を示しました。「間接強制」というのは、義務が履行されない場合に、その義務を負う側に対し、いわば罰金のように金銭の支払義務を課すことで、間

接的に義務の履行を強制しようとするものです。その事案では、裁判所が面会交流を認めているにもかかわらず、母親が子どもを父親に会わせようとしなかったところ、父親の申立により、不履行1回について5万円の支払義務を母親に課す決定が下されました。

## 3 最高裁の本意は？

ただ、最高裁の判断も、どのような場合でも「間接強制」ができるとするものではなく、面会交流について間接強制ができるのは、面会交流の方法について、面会の日時や場所等が具体的に定められている場合であるとされています。現に、最高裁が同時に決定を出した別の事案では、面会交流について、「2ヶ月に1回程度」「原則として第3土曜日の翌日に半日程度」などと定められていましたが、これでは内容が具体的に特定されていないとして、間接強制は認められませんでした。

また、最高裁は、間接強制についての判断を示す前提として、面会交流については、子の利益が最も優先して考慮されるべきであり、本来的には、面会交流は、柔軟に対応することができる条項に基づいて、両親の協力のもとで実施されるのが望ましいと述べています。そのことからしても、間接強制のことを考えて、最初から面会交流の方法を柔軟性を欠いた内容で取り決めようとするのは、本末転倒ということになるでしょう。

不仲になって離婚した両親が協力しあうのは容易でないこともあるでしょうが、裁判所は、子どもの養育に関しては、親の不仲を持ち込まず、離婚した後も両親が子どものことを考えて協力することを求めていると言えます。

# 婚外子の相続差別は憲法違反



弁護士  
柳本千恵

## 1 結婚していない男女間の子の権利

結婚していない男女間の子（非嫡出子あるいは婚外子と言います）の相続の権利は、これまで、法律上の夫婦の子（嫡出子と言います）の半分とされてきました（民法900条4号ただし書）。

最高裁は、平成25年9月、嫡出子と非嫡出子の間に相続分の格差を定める民法の規定は、「法の下での平等」を定める憲法14条1項に反し、違憲であると判断しました。

## 2 法の下での平等に反する

非嫡出子の相続格差を定めた規定は、戦前の旧民法において定められたものです。この規定が憲法に違反しないかは、これまで多くの裁判で争われました。しかし、これまでの裁判では、現行民法が法律婚主義を採用しているので本件規定は合憲であるとの判断が維持されてきました。

この度の最高裁決定は、昭和22年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向等に照らすと、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことが明らかであること、出生時に父母が婚姻関係になかったという、子にとって自ら選択・修正できない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されないこと等の理由を挙げて、民法の規定の合

理的な根拠は失われ、遅くともその事件で相続が行われた平成13年当時には、憲法14条1項に違反していたと全員一致で判断しました。

## 3 最高裁の判断は不倫を助長する？

最高裁の判断に対し、一部の国会議員からは、「家族制度が崩壊する」「不倫を助長する」などの声が上がりました。しかし、最高裁の判断は、決して不倫や不貞行為を容認するものではありません。そもそも、婚外子の相続分が半分であるからといって、不倫が抑制されるものではないでしょう。夫婦の一方が不倫をすれば、不倫の相手との間に子どもが生まれるかどうかにかかわらず、それは違法行為であって、不倫をされた配偶者は損害賠償を求めることもできます。婚外子による相続の問題はあくまでも親子間の問題であり、夫婦間の問題と混同されるべきではありません。

ちなみに、日本では婚外子は2%程度ですが、欧米では事実婚（同棲）が多いために3割ないし5割にもなるようです。

## 4 民法の改正へ

最高裁の判断を受けて、平成25年11月12日、相続格差を定める規定を削除する民法改正が閣議決定され、長年論争されてきた規定が国会で改正されることとなりました。

## 事務局から



### 「習いごと」

大浜 愛子

今年4月から弓場さんとクッキングスクールに通っています。これまでは自己流の「食べられたらそれでよし」のお料理でした。スクールで基礎を教えてもらうことにより、調味料を正確に量ること、材料の切り方、ちょっとしたひと手間で、自己流料理の何倍も美味しくできることを知りました。また、レシピブックと違って、直接指導を受けられることで小さな疑問がなくなるので助かります。今のお料理コースは来年3月には終了しそうです。このスクールでは、お料理以外にパンとケーキのコースがあります。この次は、「生きていくための食事」から、「人生に彩りを与えられるようなお料理やケーキ、パン」を習ってみたいなあと思っています。何となくスクールの戦略に、はまっている気もしますが…。弓場さん、引き続き一緒に頑張ろうね。



### 帽子

田村まゆか

冬になると、私にとっての必需品は、なんといっても帽子です。帽子を被るだけで体感温度は2度変わると言われているぐらい温かいです。デザインや色目が違うと、それだけで洋服の雰囲気もガラリと変わるので、かなり重要な位置づけです。百貨店で購入することも多いですが、京都の神宮道にある帽子専門店(soylista ソイリスタ)ではオリジナリティー溢れる1点ものがあるのでお気に入りです。帽子を被る習慣のない方は、何を被ればいいのかわからないとおっしゃいますが、まずは被って慣れることだと思います。そのうち帽子がないと頭が風邪をひきますから、被りたくなります。おすすめのデザインは、キャスケット、中折れ帽子です。



### ペルー旅行記

弓場 梓

11月始めに新婚旅行へ行ってきました。旦那様の「マチュピチュが見たい!」という希望で、行き先はペルーです。マチュピチュは、麓の町から約30分、山道をバスが登ると到着します。ガイドさんと階段を登ると、まもなく目の前が開けて、マチュピチュ全体が見渡せました。その景色に圧倒されて言葉が出ず、ただ見入るばかりです。その後、実際に石の町を散策したのですが、ハードな日程が祟ったのか、腹痛、吐き気など催してしまい、再び入り口に戻るや否や、近くのレストランで動けなくなってしまいました。午後、お医者さんに見てもらおうと39度の熱がでていたので、自由時間を休息にあて、なんとか回復しました。夫に心配をかけながらも観光したりマヤクスコの旧市街なども素晴らしかったです。興味と体力がおありでしたら、ペルーはお勧めです!

## 松森・高江法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館4階

TEL (06) 6364-5010・FAX (06) 6364-2372

【弁護士】松森 彬・高江俊名・柳本千恵